

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護【（介護予防）短期利用共同生活介護】

## グループホームあいら 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(鹿屋市指定 第4677500110号)

当事業所はご契約者に対して指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護【（介護予防）短期利用共同生活介護】サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業所の概要	2
2. 事業所の職員体制及び入所定員	2
3. サービス内容	3
4. （介護予防）短期利用共同生活介護	3
5. 介護保険証の確認、預かり	3
6. 利用料金	4
7. 支払方法	5
8. 残置物引取等	5
9. 協力機関等	5
10. 事業所利用にあたっての留意事項	6
11. 非常災害対策	6
12. 虐待防止	6
13. 身体的拘束等の適正化	6
14. 感染対応力向上	7
15. 生産性向上の取り組み	7
16. 秘密保持	7
17. 個人情報の保護	8
18. 運営推進会議の設置	8
19. 要望及び苦情等の相談	8
20. 事故発生防止と事故発生時の対応	9
21. 契約の終了について	9
22. 利用者が病院等に入院された場合の対応について	10
23. 緊急にサービスを受けることが必要な利用者の受け入れについて	10
24. 円滑な退所のための援助	11
25. 禁止事項	11
26. 損害賠償	11
27. 善管注意義務	11
28. 利用契約に定めのない事項	11
29. 裁判管轄	11

## 1. 事業所の概要

### (1) 事業所の名称等

運営主体	社会福祉法人 恵仁会
代表者	理事長 池田 志保子
設立年月日	昭和 44 年 1 月 14 日
施設名	グループホームあいら
建物の構造	木造合金メッキ鋼板葺平屋建
建物の延べ床面積	529. 15 m <sup>2</sup>
開設年月日	平成 15 年 7 月 1 日
所在地	鹿屋市吾平町上名 5324-2
電話番号	0994-58-5539
FAX	0994-58-5577
メールアドレス	<a href="mailto:aira@kanoya-choujuen.jp">aira@kanoya-choujuen.jp</a>
ホームページ	<a href="https://www.kanoya-choujuen.jp">https://www.kanoya-choujuen.jp</a>
管理者名	新村 誠吾
介護保険指定番号	(第 4677500110 号)

### (2) グループホームあいら(以下、事業所)の目的

事業所は、要介護者（要支援 2 を含む）であって認知症の状態にある方が、共同生活を営むべき住居において、家庭的な環境のもとで入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の世話及び機能訓練を行なうことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。

### (3) 運営方針

事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護（短期利用共同生活介護）・指定介護予防認知症対応型共同生活介護（介護予防短期利用共同生活介護）サービス（以下、「サービス」）は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

1. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるとともに利用者及び家族のニーズを的確に捉え、個別に介護サービス計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
2. 利用者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かり易く説明する。
3. 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
4. 常に、提供したサービスの質、管理、評価を行なう。

## 2. 事業所の職員体制及び入所定員

管理者	1	名（常勤兼務）
計画作成担当者	2	名（常勤 2 名）

介護職	10名以上（常勤兼務） ユニットごとに1人以上介護を行う十分な知識を有する介護従事者を配置
入所定員	定員 18名

### 3. サービス内容

- ① 介護サービス計画の立案
- ② 入浴、排せつ、食事、着替え等の介助及び日常生活の世話（食事は原則として食堂で召し上がっていただきます。なお、下記は食事時間の目安であり利用者の状況に応じて柔軟に対応します。）
 

朝食	8時00分	～	9時00分
昼食	12時00分	～	13時00分
夕食	18時00分	～	19時00分

 入浴（一般浴槽のみ）
- ③ 日常生活の中での機能訓練（リハビリ、レクリエーション）
- ④ 相談及び援助
- ⑤ その他
  - \* これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に必要に応じた料金を頂くものもありますので不明な点についてはご相談下さい。

### 4. 短期利用共同生活介護・介護予防短期利用共同生活介護

事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）サービス（以下、「短期利用共同生活介護」という。）を提供する場合があります。

- ①短期利用共同生活介護の定員は一つの共同生活住居につき1名までとなります。
- ②短期利用共同生活介護の利用は、1回につき30日以内の利用期間となります。
- ③短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿って、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成し、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供します。
- ④入居者が入院等の為に、長期にわたり不在となる場合に、入居者及び家族等の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがあります。なお、この期間の家賃等の経費については、入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとします。
- ⑤短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ります。

### 5. 介護保険証の確認・預かり

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

なお、入居時はお預かりし、事業所で管理いたします。

## 6. 利用料金

※利用料金については、【重要事項説明書・別紙】をご参照ください。

※利用者がまだ要介護認定を受けていない場合にサービスを利用されたときは、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。もしくは、要介護認定後、【重要事項説明書・別紙】に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：介護保険負担割合証に基づく1割、2割又は3割のサービス利用料金の負担）に、食費、家賃、光熱費、その他を加えた額を事業者を支払うものとします。

### 〈介護保険外費用〉

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

#### ①特別な食事（嗜好品など）

利用者のご希望に基づいて特別な食事（通常提供する食事以外）を提供した場合。

利用料金：要した費用の実費

#### ②理美容サービス

利用者の希望により、理美容師の出張等による理美容サービスをご利用いただいた場合。

利用料金：実費

#### ③レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

○利用料金：内容により、利用者同意のもと材料代等の実費をいただく場合があります。

#### ④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

#### ⑤記録の交付

サービス提供について記録の開示をご希望の場合、個人情報に関する開示請求書の郵送での提出が必要となります。開示請求書の提出方法は郵送とし、開示方法ごとの費用については開示請求者の実費負担となります。（個人情報保護に関する同意書参照）

## 7. 支払方法

利用料金の支払いにつきましては、毎月 10 日迄に前月分の請求書を発行致しますので、下記のいずれかの方法でお支払いください。

### ①口座引落とし

指定口座から毎月 4 日に自動振替（休日・祭日は前後します。）

※集金代行システムを利用し、手数料は事業者で負担します。

※申請から口座振替に至るまでの手続きに最長で 2 ヶ月程要しますので、その間のお支払いについては現金による窓口払いとなることをご了承下さい。

### ②銀行口座振込

毎月月末までにお振込みください。

### ③現金

毎月月末までにお支払いください。

#### \* 延滞時の連絡先

なお、ご契約者からお支払いの延滞が続いた場合には、ご記入いただいた連絡先に連絡させていただき、お支払いのお願いをすることがありますので、御了承下さい

## 8. 残置物の引取等

契約にあたり、身元引受人を 1 名定めて頂きます。契約が終了した際、当事業所に残された利用者の残置物を利用者自身が引き取れない場合は、身元保引受人等に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引渡しに費用が発生した場合は、利用者及び身元引受人にご負担いただきます。（契約書第 22 条参照）

## 9. 協力機関等

事業所では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力を頂き、利用者の状態が急変した場合等は速やかに対応をお願いするようにしています。

### 【協力医療機関】

- ・名称 社会医療法人青仁会 池田病院
- ・住所 鹿屋市下祓川町 1830 番地

### 【協力歯科医療機関】

- ・名称 社会医療法人青仁会 池田病院歯科
- ・住所 鹿屋市下祓川町 1830 番地

### 【協力指定訪問看護事業者】

- ・名称 鹿屋訪問看護ステーション
- ・住所 鹿屋市下祓川町 1800 番地

#### \*緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には「同意書」に、ご記入いただいた連絡先に連絡いたします。

## 10. 事業所利用にあたっての留意事項

- ・面会時間 概ね8:00~20:00 ※災害や感染症発生など非常時を除く
  - ・オンライン面会及び窓越しでの面会 14:00~16:00 全日予約制
  - ・外出、外泊をされる場合は、必ず職員に申し出て外出、外泊許可願を記入して下さい。
  - ・飲酒、喫煙は禁止していませんが、職員と相談の上ご利用下さい。
- \* 通信等は、自由ですが他の利用者に迷惑にならないようにして下さい。
- \* その他、ホーム内で決められた規則を遵守して下さい。
- \* 見守り支援機器  
当施設では全居室に見守り支援機器を導入しています。プライバシーに配慮しながら利用者の睡眠や起床の状況、心拍や呼吸状況の把握に努めています。なお、見守り支援機器は利用者等の申し出によりいつでも停止することができます。

## 11. 非常災害対策

- ・非常災害が発生した場合、従業者は利用者の非難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。また、非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練等を行います。
- ・災害や感染症等の流行等に備えるため、平時より、委員会の設置、業務継続に係る計画（BCP）を整備し、研修の実施、訓練等を行うことで必要なサービス継続が提供できる体制を構築しています。

## 12. 虐待防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者
-------------	-----

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ 高齢者虐待防止及び身体的拘束等の適正化検討委員会を3月に1回以上開催するとともに、協議内容については記録を整備し、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。

## 13. 身体的拘束等の適正化

身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じます。

- ① 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- ② 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。

- ③ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ④ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的  
に実施します。
- ⑤ やむを得ない場合には、身体的拘束適正化委員会を開催し判断行ない、御家族の  
同意のもとに身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。  
この場合には、事業所の介護職員が介護記録にその態様及び時間、その際の利用者  
の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記載することとし、記録は5年間保存  
します。

#### 1 4. 感染対応力向上

施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行なうことや、他の入所者等への感染拡大を防止することが求められることから、

- ① 新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関（協定締結医療機  
関）との連携体制を構築します。
- ② 上記以外の一般的な感染症（COVID-19含む）について、協力医療機関等と感染  
症発生時における診療等の対応を取り決めるとともに、当該協力医療機関と連携  
の上、適切な対応を行います。
- ③ 感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主  
催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受ける。または、施設内で  
感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けます。

#### 1 5. 生産性向上の取り組み

事業所は、利用者の安全、介護サービス質の確保と、介護現場における生産性の向上のための委員会（テレビ電話等を活用して行う事ができるものとする。）を定期的に開催し、以下の取り組みを行い、検証・評価し、その結果について、従業員に周知徹底と推進を行うものとします。

- ① 定期的な研修の実施・テレワークの取扱い等の介護サービスの質の確保と職員負  
担軽減の取り組み
- ② 見守り機器等のテクノロジー導入による利用者の安全確保・職員間の役割の明確  
化など効率的なサービス提供への取り組み
- ③ 生産性向上ガイドラインに基づいた継続的な改善活動の取り組み

#### 1 6. 秘密保持

事業所とその職員は、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、事業所は、利用者及び身元引受人から、予め同意を得た上で行うこととします。

- ① 利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する

る心身等の情報提供

- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等、なおこの場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- ③ 利用者の円滑な退所のための援助をおこなう場合の、利用者に関する情報を市町村、居宅支援事業所その他の介護支援事業所等へ情報の提供
- ④ 外部監査機関への情報提供
- ⑤ 事業所において行われる学生等の実習への協力

## 17. 個人情報の保護

1. 事業所及びその従業員は、利用者の個人情報を含むサービス計画、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとしします。
2. 個人情報の取扱いに関する利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づき、適切かつ迅速に対応するものとしします。
3. サービス提供の記録について、記録物を交付するためには、個人情報に関する開示請求の提出をして頂きます。尚、交付物に関しては実費負担して頂きます。

## 18. 運営推進会議の設置

当事業所では、認知症対応型共同生活介護サービスの提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

### <運営推進会議>

構 成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員、近隣の介護保険サービス事業所職員等

開 催：隔月で開催。

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。記録は事務所において閲覧できます。

## 19. 要望及び苦情等の相談

事業所は、相談・苦情の受付窓口担当を配置しており、また、法人として2名の第三者委員をお願いしてあります。第三者委員に直接、相談・苦情をお寄せ頂くことも出来ます。どのようなことでもお気軽にご相談下さい。

- ・グループホームあいら相談苦情受付窓口

管理者 新村誠吾 電話 0994-58-5539

- ・ 第三者委員 宇都宮快昭 電話 0994-65-2794

池畑春生 電話 090-7922-5502

要望や苦情等は、窓口担当者にお寄せ頂ければ速やかに対応いたしますが玄関に備え付けられた「ご意見箱」をご利用頂き、管理者に直接お申し出頂くこともできます。

行政機関その他苦情受付機関

鹿屋市役所 高齢福祉課	所在地 : 鹿屋市共栄町 20 番 1 号 受付時間 : 8 : 30 ~ 17 : 00 電話番号 : 0994 - 43 - 2111 F A X : 0994 - 41 - 0701
鹿児島県国民健康保険団体連合会	所在地 : 鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号 受付時間 : 8 : 30 ~ 17 : 00 電話番号 : 099 - 206 - 1084 F A X : 099 - 206 - 1069
鹿児島県社会福祉協議会	所在地 : 鹿児島市鴨池新町 1 - 7 県社会福祉センター内 受付時間 : 8 : 30 ~ 17 : 00 電話番号 : 099 - 257 - 3855 F A X : 099 - 251 - 6779

## 20. 事故発生防止と事故発生時の対応

1. 当事業所は事故防止・対応を図るため安全管理委員会を設置し、指針に基づき対応を図ります。
2. 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して執った処置については、記録を整備します。  
 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。(契約書第 19 条、第 20 条参照)

## 21. 契約の終了について

事業所との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、利用者に退去していただくこととなります。

(契約書第 8 条第 3 項参照)

- ① 利用者が介護施設等に 1 ヶ月以上、入所をした場合
- ② 利用者の要介護区分が非該当・要支援 1 となった場合
- ③ 利用者が死亡もしくは被保険者視覚を喪失した場合
- ④ 事業者が解散及び破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 事業所の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑥ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

#### 〈利用者等からの退所の申し出〉

本契約の適用期間であっても、利用者から当事業所の退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の1週間前までに申し出てください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、事業所を退居することができます。

- ① 介護保険対象外費用含む利用料金の変更に同意できない場合
- ② 利用者が入院された場合（長期化が見込まれる等）
- ③ 事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ④ 事業所が守秘義務に反した場合
- ⑤ 事業所が利用者や家族等に対して社会通念を逸脱すると認められる行為を行った場合
- ⑥ 他の利用者等が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

#### 〈事業者からの申し出により退居していただく場合〉

以下の事項に該当する場合には、当事業所から退居していただくことがあります。

- ① 利用者が入院、施設等への入所等により1ヶ月以上にわたってサービス利用ができない状態であることが明らかになった場合
- ② 利用者及び身元引受人がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、催促にもかかわらず10日以上これが支払われない場合
- ③ 利用者及び身元引受人等が事業所、サービス従業者、他の利用者に対して、本契約を継続し難い程の背信行為を行った場合
- ④ 利用者やその家族が他の利用者や職員に対して威嚇行為や危害を加えた場合
  - ・暴力又は乱暴な言動、無理な要求（物を投げつける、刃物をむける等）
  - ・セクシュアルハラスメント（体を触る、手を握る、性的な卑猥な言動等）
  - ・その他（個人の携帯番号を聞く、ストーカー行為等）

## 2.2. 利用者が病院等に入院された場合の対応について

入院期間中の利用料金については、「家賃」をお支払いいただきます。但し、利用者が利用していた居室を事業所の依頼により短期利用共同生活介護や緊急利用の方に借用することに同意いただき、借用した場合には、所定の利用料金をお支払いいただく必要はありません。

## 2.3. 緊急にサービスを受けることが必要な利用者の受け入れについて

当事業所では、利用者の状態や家族の事情等により、緊急に短期利用が必要と認められた場合に限り、以下の条件を満たすことで、通常の設定員を超えて1名までの受け入れを行うことがあります。

- ① 緊急利用の判断は、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が行います。
- ② 利用者の状況や家族の事情等を総合的に勘案し、緊急に短期利用認知症対応

型共同生活介護の提供が必要と認めた場合に限りです。

- ③ 緊急短期利用の提供期間は、原則として7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）とします。

#### 24. 円滑な退所のための援助

利用者が当事業所を退居する場合には、利用者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業所の紹介
- 地域包括支援センターの紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

※利用者が退居後、在宅に戻られる場合又は他の地域密着型サービス（入居系除く）を利用、医療機関に移られる場合には、その際の相談援助、情報提供にかかる費用として加算算定いたします。（重要事項説明書・別紙参照）

#### 25. 禁止事項

事業所では、多くの方に安心して生活を送って頂くために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」等は禁止致します。

#### 26. 損害賠償

サービスの提供に伴って事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、事業所は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。利用者の責に帰すべき事由によって、事業所が損害を被った場合は利用者及び身元引受人は、連帯して事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

#### 27. 善管注意義務

事業所は、サービスを提供するにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

#### 28. 利用契約に定めない事項

利用契約に定められていない事項、介護保険令とその他諸法令に定めるところにより利用者及び身元引受人と事業所が誠意をもって協議し定めることにします。

#### 29. 裁判管轄

利用契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）については、利用者及び事業者は事業所の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

## 附則

- この重要事項説明書は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
- この重要事項説明書は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。
- この重要事項説明書は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
- この重要事項説明書は、平成 26 年 3 月 1 日より施行する。
- この重要事項説明書は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
- この重要事項説明書は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
- この重要事項説明書は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
- この重要事項説明書は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
- この重要事項説明書は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。
- この重要事項説明書は、令和 1 年 10 月 1 日より施行する。
- この重要事項説明書は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。
- この重要事項説明書は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。
- この重要事項説明書は、令和 4 年 7 月 1 日より施行する。
- この重要事項説明書は、令和 4 年 10 月 1 日より施行する。
- この重要事項説明書は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。
- この重要事項説明書は、令和 7 年 8 月 1 日より施行する。
- この重要事項説明書は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。

## 【重要事項説明書・別紙】

### 1) 基本料金

① 認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料金が異なります。以下は、1日当たりの自己負担額です。）

※要支援 2	749 円（介護予防認知症対応型共同生活介護（Ⅱ））
・要介護 1	753 円
・要介護 2	788 円
・要介護 3	812 円
・要介護 4	828 円
・要介護 5	845 円

② 短期利用共同生活介護費

※要支援 2	777 円（介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護（Ⅱ））
・要介護 1	781 円
・要介護 2	817 円
・要介護 3	841 円
・要介護 4	858 円
・要介護 5	874 円

### 2) 加算

○初期加算 ※短期利用・介護予防を除く

入居した日から起算して 30 日以内の期限については、初期加算として、1日につき 30 円加算されます。（医療機関に 30 日以上入院した後退院して再入居する場合も改めて算定することとなります。）

○医療連携体制加算（Ⅰ）※介護予防除く

看護師との 24 時間の連絡体制の確保により、重度化及び緊急時への対応を行います。上記の利用料金に 1 日当たり 37 円が加算されます。

○医療連携体制加算（Ⅱ）※介護予防除く

医療連携体制加算（Ⅰ）を算定していること及び次のいずれかに該当する状態の利用者が直近の 3 ヶ月間で 1 人以上いる場合に 1 日当たり 5 円が加算されます。

・喀痰吸引を実施、呼吸障害により人工呼吸器を使用、中心静脈注射を実施、人工肝臓、重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施、人工膀胱または人工肛門の処置を実施、経鼻胃管や胃ろう等の経腸栄養が行われている、褥瘡に対する治療を実施、気管切開が行われている状態、留置カテーテルを使用している、インスリン注射を実施している状態。

○サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 70 以上または、勤続 10 年以上介護福祉士が 100 分の 25 以上の場合 1 日につき 22 円が加算されます。

○サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 60 以上の場合に 1 日あたり 18 円が加算されます。

○看取り介護加算 ※短期利用・介護予防除く

利用者の重度化に伴い、利用者や家族の要望により「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った看取りの取り組みに対応した場合に加算されます。

【死亡日以前 31 日以上 45 日以下については 1 日につき 72 円、4 日以上 30 日以下については 1 日につき 144 円・死亡日の前日及び前々日については 1 日につき 680 円・死亡日については 1 日 1,280 円】

○認知症専門ケア加算（Ⅰ） ※短期利用除く

日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の対象者に対し、1 日当たり 3 円が加算されます。

○認知症チームケア推進加算（Ⅱ） ※短期利用除く

- (1) 利用者または入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が 2 分の 1 以上。
- (2) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を 1 名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる。
- (3) 対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施。
- (4) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画に見直し等を実施している場合に、加算されます。

【120 円／1 月】

（認知症専門ケア加算との重複は致しません。）

○退居時相談援助加算 ※短期利用除く

グループホームを退居する利用者が、自宅や地域での生活を継続できるように相談援助を行った場合に加算されます。【400 円／回(1 回を限度)】

○口腔衛生管理体制加算 ※短期利用を除く

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月 1 回以上行っている場合に、1 月につき 30 円が加算されます。

○栄養管理体制加算 ※短期利用を除く

管理栄養士(外部との連携含む)が日常的な栄養ケアに関わる介護職員への技術的助言や指導をつき1回以上行っている場合に、1月につき30円が加算されます。

○口腔・栄養スクリーニング加算 ※短期利用を除く

利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、6ヶ月につき1回を限度とし20円加算されます。

○科学的介護推進体制加算 ※短期利用除く

利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供する為に必要な情報を活用している場合に、1月につき40円が加算されます。

○認知症行動・心理症状緊急対応加算 ※短期利用のみ

利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に短期利用認知症対応型共同生活介護が必要であると医師が判断した方を受け入れた場合に、認知症行動・心理症状緊急対応加算として7日を限度とし、1日につき200円を短期利用共同生活介護の利用者より算定致します。

○若年性認知症受入れ加算

40歳以上65歳未満の若年性認知症の利用者を受け入れ、受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、特性やニーズに応じたサービスを提供することで、1日に120円の加算を算定致します。

○入院時費用

利用者が病院または診療所への入院を要した場合で入院先の病院又は診療所の当該主治医等により退院することが明らかに見込まれる時において、利用者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を図り退院後に円滑に当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に入居する場合、1月に6日を限度として1日につき246円を算定。但し、入院日と退院日は算定致しません。また、一回の入院で月をまたがる場合は最大で13泊(12日分)まで算定を致します。

○生活機能向上連携加算 (I)

訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所またはリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等や医師からの助言(アセスメント・カンファレンス)を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、生活機能の向上を

目的とした認知症対応型共同生活介護計画書を作成し、計画に基づく介護を行った場合に、3月に1回を限度として1月に100円の加算を算定致します。

理学療法士等や医師は通所リハビリテーション等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で助言を行うことでも可。

#### 生活機能向上連携加算（Ⅱ）

訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所、またはリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が当ホームを訪問した際に、計画作成担当者と利用者の身体の状態等の評価を共同で行い、かつ、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画書を作成し、計画に基づく介護を行った場合に、3月に1回を限度として1月に200円の加算を算定致します。

#### ○介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

介護職員等の確保、定着、職場環境の改善に向けて、介護職員等の処遇改善の措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、従来の介護職員改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算が、「介護職員等処遇改善加算」に一本化されました。

算定にあたっては、所定単位（加算を含む基本単位）に対して18.60%を乗じた額を算定致します。

#### ○協力医療機関連携加算 ※短期利用・介護予防を除く

相談・診療を行う体制を常時確保している協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的で開催する事で1月につき、100円の加算を算定致します。

#### ○退去時情報提供加算 ※短期利用除く

医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回限り250円を算定致します。

#### ○高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）

平時からの感染対策の実施や、感染症発生時に感染者の対応を行う医療機関との連携体制を評価するものであり、感染対策を担当するものが、医療機関が行う院内感染症に関する研修または訓練に1年に1回以上参加し、指導及び助言を受けることで1月につき10円算定致します。

#### ○高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）

診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていることで、1月

につき 5 円算定致します。

○新興感染症等施設療養費

入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症\*に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当するサービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として1日につき240円を算定致します。

○生産性向上推進体制加算（Ⅰ）

以下の要件を満たした場合に、1月につき100円算定致します。

- ① 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や研修を行い必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
- ② 見守り機器等テクノロジーを複数以上導入していること。
- ③ 事業年度ごとに、業務改善の取り組みによる効果を示す実績を厚生労働省に提出を行うこと。

○生産性向上推進体制加算（Ⅱ）

以下の要件を満たした場合に1月につき、10円算定致します。

- ① 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
- ② 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
- ③ 1年以内ごとに1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供を行うこと。

3) 利用料（1月 30日の場合）

- |       |                    |
|-------|--------------------|
| ① 食費  | 36,000円（日額 1,200円） |
| ② 家賃  | 24,000円（日額 800円）   |
| ③ 光熱費 | 18,000円（日額 600円）   |

（※但し、入院・外泊等の場合は、1日あたり家賃630円のみ徴収する。）

- |              |    |
|--------------|----|
| ④ 理美容代       | 実費 |
| ⑤ おむつ代       | 実費 |
| ⑥ その他（医療費など） | 実費 |

\*日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担する事が適当と認められる費用

**その他の加算について**

その他に利用者の状態の変化や、職員体制の変更等により発生する加算がありますが、必要に応じ利用者・ご家族への報告の上、同意を得て実施するものです。

○サービス提供ケア体制強化加算（Ⅲ）【6円／1日】

○夜間支援体制加算【50円／1日】

○認知症チームケア推進加算（Ⅰ）【150円／月】

附則

- この重要事項説明書別紙は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
- この重要事項説明書別紙は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。
- この重要事項説明書別紙は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
- この重要事項説明書別紙は、平成 26 年 3 月 1 日より施行する。
- この重要事項説明書別紙は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
- この重要事項説明書別紙は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
- この重要事項説明書別紙は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
- この重要事項説明書別紙は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
- この重要事項説明書別紙は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。
- この重要事項説明書別紙は 令和 1 年 10 月 1 日より施行する。
- この重要事項説明書別紙は 令和 3 年 4 月 1 日より施行する。
- この重要事項説明書別紙は 令和 4 年 10 月 1 日より施行する。
- この重要事項説明書別紙は 令和 5 年 4 月 1 日より施行する。
- この重要事項説明書別紙は 令和 6 年 4 月 1 日より施行する。
- この重要事項説明書別紙は 令和 6 年 11 月 1 日より施行する。
- この重要事項説明書別紙は 令和 7 年 8 月 1 日より施行する。
- この重要事項説明書別紙は 令和 8 年 4 月 1 日より施行する。

